

食安監発0624第1号
平成23年6月24日

四日市市保健所長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国産生鮮ごぼうの回収等について（依頼）

今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物よりアルジカルブスルホキシド（0.02 ppm）を検出し、食品衛生法第11条に違反することが判明しました。

当該貨物はすでに全量通関済との報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されないよう対応方よろしくをお願いします。また、対応終了後その概要を当課あてご報告いただくようあわせてをお願いします。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第11条違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しています。

記

品名	生鮮ごぼう
届出数量	300カートン 3.00トン
輸出国	中華人民共和国
産地又は製造者	中華人民共和国
輸入者	株式会社 交洋 三重県四日市市新正5-4-19
届出先	名古屋検疫所 食品監視課
届出年月日	平成23年 6月 7日
輸入届出受付番号	第53007520051号2欄
検査結果	アルジカルブスルホキシド（0.02 ppm）検出
違反確定日	平成23年 6月23日